

スポーツクラブHASAMA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「スポーツクラブHASAMA」(以下「クラブ」という)と称する

(所在地)

第2条 クラブは、事務所を由布市挾間町向原17番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、スポーツが持つ魅力・パワーを活用し、地域住民の生涯スポーツ社会の振興と、心身ともに健全なスポーツ愛好者の育成及び会員相互の親睦を図り、生き生きと活力のあるコミュニティの実現に寄与し、挾間地域が元気になることを目的とする。

(事業)

第4条 クラブは、前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・サークルの発足・運営に関する事業
- (2) 健康増進・体力の向上に関する事業
- (3) スポーツイベント、各種スポーツ大会に関する事業
- (4) 選手・指導者の育成に関する事業
- (5) 各種研修会の開催及び参加に関する事業
- (6) スポーツに関する情報収集及び発信に関する事業
- (7) スポーツに関する相談事業
- (8) その他、クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(クラブの構成)

第5条 クラブは、次の者をもって構成する。

- (1) 会員 クラブの事業等に参加する者
- (2) 賛助会員 クラブの趣旨に賛同し、事業を援助する者または団体。

(入会資格)

第6条 クラブに入会を希望する者は、次の条件を備えていなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) クラブの諸規定を遵守する者
- (3) スポーツ障害保険に加入する者(自己負担とする)

(入会及び退会手続き)

第7条 クラブに入会を希望する者は、別に定める所定の手続きにより申込みものとする。また、入会后、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合やクラブを退会する場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費の納入)

第8条 会員は、クラブが別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の返還)

第9条 既納の会費及び抛出金品は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 クラブは、第6条を遵守できない会員については、役員会の決議により除名することができる。

第4章 役職

(役員)

第12条 クラブに次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名以内
運営委員長	1名
クラブマネジャー	3名以内
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第13条 クラブの役員は、総会において選任するものとする。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員および増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し、総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員長は、クラブの事業等の執行を総括する。
- (4) クラブマネジャーは、会長・副会長・運営委員長を補佐し、クラブの経営会計管理、事業計画、事業の運営、広報事務、連絡等全般の調整を行う。
- (5) 監事は、クラブの財務を監査し、総会に報告する。

(顧問及び参与)

第15条 クラブには、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、第4条各号に掲げる事業推進のため、会長の諮問に応じ、必要なことを行う。

第5章 組織

(会議)

第16条 クラブに次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 所属クラブ代表者・指導者会

(4) 事務局会

(総会)

第17条 総会は、議決権を有する会員をもって構成する。

2 総会は、年一回会長が招集する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 総会は議決権を有する会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

ただし、委任状送付者についてはこれに含める。

4 総会の議長は、会員より選出する。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が議決する。

6 総会は、次に掲げる事項について審議し議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 規約の制定及び改廃に関する事項

(5) その他、役員会が必要と認めた事項

(議決権)

第18条 総会における議決の行使ができるものは、当該会計年度の期首に満18歳に達した会員とする。但し、高校生は含めないものとする。

(役員会)

第19条 役員会は、会長・副会長・運営委員長・クラブマネジャーをもって構成する。但し、必要があれば監事を含める。

(役員会の職務)

第20条 役員会は、会長が招集し、次の事項について審議する。

(1) クラブ事業の執行に関する事項

- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の委任に基づき総会の権限の一部を行うこと
- (4) その他、会長が必要と認める事項

2 役員会の議長は、会長が行う。

(所属クラブ代表者・指導者会)

第21条 所属クラブ代表者・指導者会は、運営委員長、所属クラブの代表者、所属クラブの指導者、クラブマネジャーをもって構成する。

必要に応じて個人会員の代表者若干名（事務局選任）の参加を依頼する。

(所属クラブ代表者・指導者会の職務)

第22条 所属クラブ代表者・指導者会は、運営委員長が招集し、事業の計画及び運営に関する事項を協議し決定する。

2 所属クラブ代表者及び指導者代表は加盟単位クラブごとに選出し、代表者と指導者代表を兼ねる事が出来る。

3 所属クラブ代表者・指導者会の議長は、運営委員長が行う。

(事務局会)

第23条 事務局会は、クラブマネジャーが必要に応じ随時開催する。

2 会の構成は、協議内容により必要な会員を招集する。

3 クラブ運営に必要な事項について協議する。

(会議の議事録)

第24条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(事務局)

第25条 クラブの事務を処理するため、会長の指定する場所に事務局を置く。

2 事務局は、クラブマネジャー、スポーツ推進員他協力者で構成する。

3 クラブマネジャーは有給とすることができる。

第6章 会計

(会計)

第26条 クラブの経費は、以下のものをもってあてる。

(1) 会費

(2) 参加料

(3) 補助金・委託金

(4) 事業等による収入

(5) その他の収入

2 会費は月額200円とする。但し、子ども（中学生以下）、高齢者（65歳以上）は月額100円とする。

（資産の管理）

第27条 クラブの会計は、事務局が行う。

（会計年度）

第28条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 自己の責任

（自己の責任）

第29条 会員は、クラブの活動に対して、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。

（活動中の事故）

第30条 クラブは、その活動中の事故については、スポーツ傷害保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。保険未加入者の活動中の事故については一切責任を負わない。

第8章 細則

（細則）

第31条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、役員会の決議により定める。

（会員情報）

第32条 会員の情報については、クラブ運営にのみ使用する。

附 則

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。